

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成____年分】

番 号

(この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。)

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話) ()

1 所得金額の計算

(単位：円)

		未 公 開 分	内、特定権利 行使株式分	内、特定 投資株式分	上 場 分	内、特定権利 行使株式分	内、公開等 特定株式分
収 入 金 額	譲 渡 に よ る 収 入 金 額 ①						
	そ の 他 の 収 入 ②						
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表㉗へ			申告書第三表㉗へ		
必 要 経 費 又 は 譲 渡 に 要 し 費 用 等	取 得 費 (取 得 価 額) ④						
	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料 ⑤						
	⑥						
	小 計 (④から⑥までの計) ⑦						
特 定 管 理 株 式 等 の み な し 譲 渡 損 失 の 金 額 (※1) (△を付けて書いてください。)	⑧						
差 引 金 額 (③ - ⑦ - ⑧) ⑨				㉘			㉙
特 定 投 資 株 式 の 取 得 に 要 し た 金 額 の 控 除 (※2) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩						
特 定 投 資 株 式 の 価 値 喪 失 の 金 額 (2面の3③の金額を書いてください。)	⑪						
所 得 金 額 (⑨ - ⑩ - ⑪) (赤字の場合は△を付けて書いてください。)	⑫	申告書第三表 ㉚へ		㉛	㉜		㉝
公 開 等 特 定 株 式 の 計 算 (※3) (2面の5で計算した金額を書いてください。)	⑬				黒字の場合は申告書第三表㉞へ		
本 年 分 で 差 し 引 く 株 式 等 に 係 る 繰 越 損 失 の 金 額 (※4)	⑭	申告書第三表 ㉟へ			申告書第三表 ㉟へ		
繰 越 控 除 後 の 所 得 金 額 (※5) (⑫-⑭又は⑬-⑭)	⑮	申告書第三表 ㉠へ			申告書第三表 ㉠へ		

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算

した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。また、⑨欄の㉘の金額が㉙の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑩欄には、㉘の金額を限度として記載します。

※3 ⑬欄の金額は、⑫欄の㉝の金額が0又は赤字の場合には、2面の5の計算を行わずに㉝の金額をそのまま記載してください。

※4 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の2の⑮欄の金額を、「未公開分」（⑫欄の金額を限度とします。）、「上場分」（⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※5 ⑮欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文

措法__条の__
措法__条の__

整理欄

(平成22年分以降用)

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用した取得費	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							① 全株式数	② うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
..		株(口)		円	(..)	円	株(口)	株(口)
..					(..)			
..					(..)			
..					(..)			

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	「1 所得金額の計算」の①欄へ 円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)が③≥②の場合	$(B - (C \div 2))$	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円
「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)が③<②の場合	$(B \div 2)$	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2,3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分 上場分	..		株(口)		円	(..)
未公開分 上場分	..					(..)
未公開分 上場分	..					(..)

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に()書きで記載してください。
 (事由) 振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。